

**控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書  
(第6号様式別表2の3) 記載の手引**

(令和2年改正)

**1 この明細書の用途等**

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた控除対象個別帰属還付税額について、地方税法第53条第12項又は第15項（第321条の8第12項又は第15項）の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。
- (2) 本都内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

**2 各欄の記載のしかた**

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	<p>① 平成30年3月31日以前に開始した事業年度又は連結事業年度において生じた控除対象還付法人税額及び控除対象個別帰属還付税額については、前9年（平成20年3月31日以前に終了した事業年度又は連結事業年度においては7年）以内に開始した事業年度又は連結事業年度において生じたものに限ります。</p> <p>② 地方税法第53条第13項又は第16項（第321条の8第13項又は第16項）の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同条第13項又は第16項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度又は前10年内連結事業年度に係る控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額（それぞれ同条第13項又は第16項に規定する前10年内事業年度、前10年内連結事業年度、控除未済還付法人税額及び控除未済個別帰属還付税額をいう。）と、各項の規定の適用を受ける法人の各事業年度又は各連結事業年度の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載してください。</p>
2 「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において法人税法第80条及び第144条の13の規定により欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において同法第81条の31の規定により連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
3 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に掲げる金額を記載します。この場合において、(1)については、第6号様式又は第6号様式（その2）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式又は第6号様式（その2）の①の欄の金額は、第6号様式又は第6号様式（その2）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算し、(2)については、第6号様式別表1の2（イ）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の2（イ）の①の欄の金額は、第6号様式別表1の2（イ）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算し、(3)については、第6号様式別表1の2（ロ）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の2（ロ）の①の欄の金額は、第6号様式別表1の2（ロ）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算し、(4)については、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の③の欄の金額は、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算します。	